

学校法人Y I C学院役員報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人Y I C学院（以下「法人」という。）の寄付行為第52条に基づき、役員・評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 役員においては寄附行為に規定する者で以下の名称で区分する
 1. 常勤役員等とは法人において理事長及び勤務することが常態である者をいう。
 2. 非常勤役員とは、常勤役員等以外の者いう。
- (3) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金、その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には教職員の給与規程等に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給することができるものとする。

- (1) 常勤役員等 別表1の報酬及び別表4の退職慰労金
- (2) 非常勤理事 別表2の報酬もしくは別表3の手当
- (3) 非常勤監事 別表2の報酬もしくは別表3の手当
- (4) 評議員 別表3の手当

2 前項（1）の常勤役員のうち職員兼務役員は、給与規程等により給与を支給し、理事会で定めた場合を除き、役員報酬は支給しない。

3 第1項（4）の評議員のうち法人の職員は手当を支給しない。

(費用)

第4条 役員が職務の執行にあたって生じる旅費は、法人の出張旅費支給規程に基づいて支給する。

(報酬等の支給)

第5条 評議員に対しては、別表3の日当を支給することができる。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

(疑義の解明)

第9条 この規程の適用に疑義が生じたときには、理事長がこれを決定する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

理事報酬号俸表（単位：円）

号俸	報酬の額（年額）	号俸	報酬の額（年額）
1 号俸	600,000	1 1 号俸	9,000,000
2 号俸	1,200,000	1 2 号俸	10,000,000
3 号俸	1,800,000	1 3 号俸	11,000,000
4 号俸	2,400,000	1 4 号俸	12,000,000
5 号俸	3,000,000	1 5 号俸	13,000,000
6 号俸	3,600,000	1 6 号俸	14,000,000
7 号俸	4,800,000	1 7 号俸	15,000,000
8 号俸	6,000,000	1 8 号俸	16,000,000
9 号俸	7,200,000	1 9 号俸	17,000,000
1 0 号俸	8,000,000	2 0 号俸	18,000,000

別表 2

非常勤役員報酬号俸表（単位：円）

号俸	報酬の額（年額）
1 号俸	300,000
2 号俸	600,000

別表 3

非常勤役員手当（単位：円）

手当	手当の額（日額）
日当	7,000

別表 4

役員退職慰労金算定

$$\text{退職時の年俸} \div 12 \times \text{在任期間(年)} \times \text{功績倍率}$$

1. 在任期間は1年単位とし、1年に満たない場合は月割りとする。1か月に満たない場合は1か月に繰り上げる。
2. 功績倍率は原則1.5倍とする。但し役員として通算期間が10年以上でかつ在任中に顕著な功績を上げた退職役員には功績倍率を加算することができる。なお加算倍率は理事会にて決定する